

三条市デジタル化推進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中小企業者の業務の生産性及び事業収益性の向上を目的としたデジタルツールの導入を図り、もって賃上げ環境の整備を促進するため、予算の範囲内において三条市デジタル化推進補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、三条市補助金等交付規則（平成17年三条市規則第41号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てに該当する中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）とする。

- (1) 市内に事業所を有していること。
- (2) 製造業、卸売業その他市長が適当と認める業種に属する事業を営んでいること。
- (3) 納期限の到来した市税を完納していること。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、生産性及び事業収益性の向上に資するソフトウェア又はハードウェア（以下「デジタルツール」という。）を導入する事業であって、専門家等の指導を受けることにより一定の戦略性を有すると市長が認めるものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げるデジタルツールの区分に応じ、当該各号に定める経費とする。

- (1) ソフトウェア 総務、経理、受発注等のバックオフィス業務の効率化に資する専用のサービス等の導入に係る経費
 - (2) ハードウェア ソフトウェアの導入に際して必要となる端末等の導入に係る経費（ソフトウェアの使用以外の用途に供するものを除く。）
- 2 前項の規定にかかわらず、同項の経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額は、補助対象経費としないものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする経費が、この要綱その他の市の制度又は国、県その他の機関の制度により補助金の交付を受けた、又は受ける場合は、補助対象経費としないものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2に相当する額とし、50万円を上限とする。この場合において、算定した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が指定する日までに、三条市デジタル化推進補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 法人の定款又は登記事項証明書（法人に限る。）
 - (2) 開業届出書又は直近の確定申告における確定申告書の第一表の写し（個人事業主に限る。）
 - (3) 導入するデジタルツールの概要が分かる資料
 - (4) 補助対象経費に係る見積書及び明細書の写し
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- （交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、補助金を交付することを決定した場合にあっては三条市デジタル化推進補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助金を交付しないことを決定した場合にあっては三条市デジタル化推進補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（申請内容の変更等）

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付申請の内容を変更し、又は事業を中止し、若しくは廃止するときは、三条市デジタル化推進補助金変更等申請書（様式第4号）を市長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、市長が定める日までに三条市デジタル化推進補助金実績報告書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費に係る支払が確認できる書類及びその明細の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査した上で補助金の額を確定し、三条市デジタル化推進補助金確定通知書（様式第6号）により、補助事業者に通知するものとする。

（交付決定の取消し等）

第11条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けた者があった場合又は補助対象者の要件を満たさないことが判明した者があった場合は、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の場合において、市長は、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。